

令和4年2月定例会  
商工建設常任委員会会議録  
令和4年3月3日～4日

場 所 第5委員会室

令和4年3月3日(木曜日)

委 員 来 住 一 人  
委 員 有 岡 浩 一

午前10時10分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

- 議案第38号 令和3年度宮崎県一般会計補正  
予算(第19号)
- 議案第46号 令和3年度宮崎県小規模企業者  
等設備導入資金特別会計補正予  
算(第1号)
- 議案第47号 令和3年度宮崎県えびの高原ス  
ポーツレクリエーション施設特  
別会計補正予算(第1号)
- 議案第48号 令和3年度宮崎県営国民宿舎特  
別会計補正予算(第1号)
- 議案第50号 令和3年度宮崎県公共用地取得  
事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第51号 令和3年度宮崎県港湾整備事業  
特別会計補正予算(第2号)
- 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 議案第61号 工事請負契約の変更について
- 議案第62号 工事請負契約の変更について
- その他報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて
  - ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及  
び調停について

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長 久 保 昌 広  
調 整 審 査 課 長 多 田 昌 志

商工観光労働部

商工観光労働部長 横 山 浩 文  
商工観光労働部次長 丸 山 裕 太 郎  
企業立地推進局長 山 下 弘  
観光経済交流局長 横 山 直 樹  
商工政策課長 児 玉 浩 明  
経営金融支援室長 海 野 由 憲  
企業振興課長 串 間 俊 也  
食品・メディカル  
産業推進室長 阿 萬 慎 治  
雇用労働政策課長 児 玉 洋 一  
企業立地課長 大 衛 正 直  
観光推進課長 飯 塚 実  
スポーツランド推進室長 中 尾 慶 一 郎  
オールみやざき営業課長 吉 田 秀 樹  
工業技術センター所長 藤 山 雅 彦  
食品開発センター所長 山 田 和 史  
県立産業技術専門校長 有 村 隆

出席委員(8人)

委 員 長 日 高 陽 一  
副 委 員 長 太 田 清 海  
委 員 坂 口 博 美  
委 員 濱 砂 守  
委 員 二 見 康 之  
委 員 窪 菌 辰 也

県土整備部

県 土 整 備 部 長 西 田 員 敏  
県 土 整 備 部 次 長  
( 総 括 ) 中 嶋 亮  
県 土 整 備 部 次 長  
(道路・河川・港湾担当) 森 英 彦

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 県土整備部次長<br>(都市計画・建築担当) | 原 口 耕 治 |
| 高速道対策局長                | 廣 松 新   |
| 部参事兼管理課長               | 児 玉 憲 明 |
| 用地対策課長                 | 伊 豆 雅 広 |
| 技術企画課長                 | 桑 畑 正 仁 |
| 工事検査課長                 | 斉 藤 幸 男 |
| 道路建設課長補佐<br>( 総 括 )    | 吉 元 昭 一 |
| 道路保全課長                 | 東 和 俊   |
| 河川課長                   | 小 牧 利 一 |
| ダム対策監                  | 松 山 英 雄 |
| 砂防課長                   | 行 田 明 生 |
| 港湾課長                   | 鈴 木 宣 生 |
| 空港・ポート<br>セールス対策監      | 大 浦 浩一郎 |
| 都市計画課長                 | 梅 下 利 幸 |
| 美しい宮崎づくり<br>推進室長       | 黒 木 正 行 |
| 建築住宅課長                 | 金 子 倫 和 |
| 営繕課長                   | 巢 山 昌 博 |
| 設備室長                   | 日 高 誠   |
| 高速道対策局次長               | 伊 福 隆 徳 |

事務局職員出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 政策調査課主幹 | 田 部 幸 信 |
| 議事課主任主事 | 牛ノ濱 晋 也 |

○日高委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

ここで傍聴の希望がありますので、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本日、委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴をされる方をお願いいたします。傍聴人は、受付の際に渡しました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。審査を円滑に進めるために静かに傍聴していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

次に、当委員会に付託されました令和3年度補正予算関連議案について、事務局長の説明を求めます。

○久保労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局の令和3年度2月補正予算について座って御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の赤のインデックス、483ページで御説明させていただきます。

表の左から2列目の補正額の欄にございますとおり、1,261万4,000円の減額をお願いするものでございます。この結果、補正後の予算額は、2つ右隣の欄にございますとおり9,127万円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

487ページをお開きください。

上から5段目の(事項)職員費につきまして、505万1,000円の減額をお願いするものであります。これは、その下の説明にありますとおり、私ども事務局職員の人件費の執行残に伴うものでございます。

また、その下の段の(事項)委員会運営費につきましては、756万3,000円の減額をお願いします。これは、委員報酬や旅費、会議費などの労働委員会の運営に要する経費につきまして、新型コロナの影響により、当初予定しておりました会議や研修会が中止、あるいはウェブでの開催に変更になったことに伴い、執行残が生じたことによるものでございます。

説明は以上でございます。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

**○二見委員** 恐らく新型コロナの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の関係で、予定していたことができなかったものもあるのかなと思ったのですが、実際はいかがだったのでしょうか。

**○久保労働委員会事務局長** 委員15名で月に2回ほど定例総会を開催しておりますが、今回の緊急措置の関係で、密防止という観点から中止となっております。

ただ、開催されなかった分につきましては、直接お話ししたりだとか、次に開催できたときにまとめてお話するという形で情報共有を図っておりますので、特に大きな支障が生じたということはございません。

**○二見委員** 大きな支障がなかったということで、細かい確認なんですけれども、労働委員会の場合、いろんな相談を受けたりする業務だと思うんですが、そこ辺の遅れとかは特になかったのでしょうか。

**○久保労働委員会事務局長** 労働相談とか、いろんな御相談を受け付ける場合には、当然、拒否することはなく、フリーで受け付けております。

ただ、担当職員も感染防止を徹底しながらということで、例えばアクリル板をつけたりとい

う形で相談には応じておりますので、特に問題はなかったかと思っております。

**○有岡委員** 昨年度よりも残金が多いと報告を受けているわけですが、例えば出前講座とか、ウェブ会議をするといった部分が見えなかったものですから、昨年の実績を見ますと、11月16日のスポーツ専門学校での出前講座などの実績があるようですけれども、もっとこういった分野でのニーズがなかったのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○多田調整審査課長** 出前講座につきましては、実は先週、1件オーダーをいただいて準備をしていたんですが、コロナの関係で先方から中止したいという申出がありました。コロナについての影響を若干感じているところでございます。

**○有岡委員** 要望ですが、やはり必要な知識ですし、また、学生さんたちにはぜひ伝えていただきたい情報ですので、ウェブ会議的なものを、Zoomでも結構ですが、今後何らかの検討をしていく必要があると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○多田調整審査課長** すみません、ウェブについて触れるのを忘れておりました。

先ほど局長が申しましたように、これまで総会につきましては、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言期間中は中止という扱いをさせていただいたんですが、中止が数回になったこともございましたので、規約等を改正しまして、3月の1回目の総会が来週月曜日なんですが、それについてはウェブでやるということで準備しております。

また、先ほど出前講座が中止と申し上げましたが、ウェブでやることもできますよという御案内はしたんですが、今回に限っては、もうそれも含めて中止してほしいという要望でしたの

で、ウェブではやりませんでした。こういう状況がいつまで続くか分かりませんが、ウェブでの対応というのも十分できるようにしていきたいと思っていますところでは。

○日高委員長 そのほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

---

午前10時27分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和3年度補正予算関連議案等について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、現在、国に新型コロナのまん延防止等重点措置の解除をお願いしておりまして、正式決定を待つ状況でございます。ただ、直近でも新規感染者数が200人前後で推移しておりまして、オミクロン株の感染力を考慮しますと、いまだ予断を許さない状況でございます。

商工観光労働部としましては、今後とも感染状況を常に確認しながら、しかるべきタイミングでこれまで議決いただきました予算及び本日お諮りをします事業を通じまして、県内経済の早期回復を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

では、常任委員会資料の表紙の下のほうの目次を御覧ください。

まず、議案としまして、新規事業2つを含みます補正予算及び屋外型トレーニングセンターの工事請負契約の締結について御説明いたします。

また、その他報告事項としまして、第11次宮崎県職業能力開発計画（最終案）について御報告させていただきます。

それでは、1ページをお開きください。

補正予算についてでございます。

議案第38号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第19号）」は、事業費の確定等に伴う減額補正や、後ほど御説明します新たな2本の事業の予算をお願いするものでございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から、補正前の額が676億8,001万7,000円、補正額がマイナス11億6,144万8,000円、補正後の額が665億1,856万9,000円となります。

また、繰越明許費の追加として、以下の8つの事業をお願いしております。

まず、表の一番上の小規模事業者新事業展開等支援事業、1億9,638万5,000円でございますが、これは、今回新規事業として予算をお願いしております事業で、小規模事業者がポストコロナを見据えた取組を実施する場合に、その一部を補助するものでございますけれども、議決いただいた場合に事業実施が来年度となりますことから、繰越しをお願いするものでございます。

2番目の地域経済回復支援事業、10億7,770万円でございますが、この事業は、新型コロナで疲弊した経済の回復のため、市町村と連携した消費喚起策を行う事業でありまして、先日の1月臨時会にて議決いただいたものでございます。この事業も、事業実施が来年度となりますことから、繰越しをお願いするものでございます。

3番目の離職者等採用企業支援事業、540万円ですが、これは、新型コロナの影響により離職された方を採用した企業に支援金を支給するものでございますけれども、現在のところ支援金の対象となる離職者の採用日を2月15日までとしております。

しかしながら、年度末に採用される方がいらっしゃるということが想定されますことから、採用日の期限を3月末日まで延長しまして、採用企業からの支援金の申請期間を4月以降にも確保したいと考えており、その分の財源の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、4番目の観光みやざき回復支援事業、48億7,083万円でございますが、この事業は、先日の1月臨時議会において議決いただいたもので、観光庁の補助金を活用した宿泊割引等を実施するものでありますけれども、事業実施が来年度となりますことから、繰越しをお願いするものでございます。

5番目の県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ）キャンペーン事業、10億円ですが、今年1月の感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用等によりまして、キャンペーンが実施できなかったことから、感染状況が落ち着き次第速やかに事業を再開し、継続して実施するため繰越しをお願いするものでございます。

6番目と7番目につきましては、後ほど詳しく説明をさせていただきますが、屋外型トレーニングセンター整備事業に係ります、設計・施工業務18億2,600万円及び発注者支援業務2,500万円ですが、設計及び施工が来年度となりますことから、繰越しをお願いするものでございます。

最後に、世界県人会開催準備事業、462万円ですが、これは、令和5年の宮崎県人会世

界大会に向けて、今年1月に開催予定としておりました「ひなた県人会国内サミット2022」が延期となったことから、その財源の繰越しをお願いするものでございます。

次に、一番下の債務負担行為の補正追加でございます。

令和3年度企業立地促進補助金でありまして、期間は令和3年度から令和7年度までとなります。これは、後ほど担当課長から説明させますが、平成28年に認定しました立地企業につきまして、補助金の交付決定を行うに当たり、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、右の2ページでございますけれども、議案第46号「令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出予算につきまして、事業費の確定等に伴う補正を行うものでございます。

次の議案第47号「令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出予算につきまして、執行残に伴う減額補正を行うものでございます。

次の議案第48号「令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)」は、歳入・歳出予算につきまして、事業費の確定等に伴う補正を行うものでございます。

3ページをお開きください。

今回の補正額及び先日、2月17日に議決いただきました補正第20号につきまして、課ごとの予算額を掲載させていただいております。

補正第19号の議決をいただきますと、補正20号と合わせて、表の一番右下になりますけれども、当部の予算額は、一般会計と特別会計の合計で683億8,312万円となります。

次に、少し飛びますが10ページをお開きください。

工事請負契約の締結についてでございます。今回、補正予算案にも計上させていただいております、屋外型トレーニングセンターの建設工事につきまして、工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すものでございます。

詳細につきましては、それぞれ各課長から説明させますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からは、以上でございます。

**○児玉商工政策課長** 議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第19号)」について御説明いたします。

お手元の令和3年度2月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、231ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして、17億6,864万7,000円の減額補正をお願いするものです。

補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、489億228万7,000円となります。

このうち一般会計は、補正額18億5,534万9,000円の減額で、補正後の額は484億6,192万7,000円、特別会計は、補正額8,670万2,000円の増額で、補正後の額は4億4,036万円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

234ページをお開きください。

(事項) 地場企業振興対策事業費につきまして、2億2,853万9,000円を減額するものです。

主なものといたしましては、説明欄3の飲食関連事業者等緊急支援事業ですが、これは、飲食店等への営業時間短縮要請により、大きく影響を受けた飲食関連事業者等に1事業者当たり

月額10万円を支給したもので、事業者数が見込みを下回ったため、2億2,673万6,000円を減額するものです。

次に、その下の(事項) 中小企業金融対策費につきましては、17億1,909万5,000円を減額するものです。

説明欄1の中小企業融資制度貸付金の12億1,666万6,000円の減額ですが、これは、県融資制度の運用において、金融機関が融資を行う際の際の原資の一部として金融機関に貸付けを行うもので、融資実績が見込みを下回ったことにより減額するものです。

次に、2の中小企業金融円滑化補助金ですが、これは、中小企業が貸付けを受ける際に信用保証協会に支払う保証料について、事業者の負担を軽減するため保証料の一部を信用保証協会へ補助するもので、額の確定によりまして1億1,866万6,000円を減額するものです。

次に、3の信用保証協会損失補償金ですが、これは、県の融資制度において信用保証協会が行った代位弁済により生じた損失の一部を県が補償するもので、代位弁済の金額が見込みより少なかったことから、1億5,272万6,000円を減額するものです。

次に、5の中小企業融資制度利子補給ですが、国の貸付制度で令和2年度及び令和3年度に貸付けが実行された新型コロナウイルス感染症対応資金について利子補給を行うもので、利子補給の件数が見込みより少なかったことから、2億3,068万7,000円を減額するものです。

235ページを御覧ください。

中ほどの(事項) 小規模事業対策費について、1億5,217万8,000円を増額するものです。

説明欄1の小規模事業経営支援事業費補助金の(1) 人件費ですが、これは、商工会議所や

商工会等に設置する経営指導員等の人件費に補助を行うもので、職員の育児休業等に伴い、2,843万円を減額するものです。

説明欄4の新規事業、小規模事業者新事業展開等支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項)中小商業活性化事業費ですが、1,731万9,000円を減額するものです。

主なものは、236ページの上のほう、説明欄の4、キャッシュレス版地域内経済循環支援事業ですが、地域通貨ポイントの導入など、キャッシュレス化に取り組む市町村を支援するもので、実施を予定していた市町村が見込みを下回ったため、1,500万円を減額するものです。

その下の(事項)地域経済活性化支援事業費ですが、2,400万4,000円を減額するものです。

主なものは、説明欄の2、事業引継ぎ応援事業ですが、第三者承継等の際に売り手側の負担となる経費の補助を行う市町村を支援するもので、実施を予定していた市町村が見込みを下回ったため、1,690万円を減額するものです。

238ページをお願いいたします。

小規模企業者等設備導入資金特別会計についてであります。

まず、(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費について、1億718万5,000円を増額するものです。

主なものは、説明欄1の貸付事業ですが、これは、貸付先からの繰上償還や前年度の貸付原資の執行残が確定したことにより、今年度の貸付原資となる歳入が増額となることから、その歳出見合い分を増額するものです。

次に、その下の(事項)元金について、2,048万3,000円を減額するものです。

主なものは、説明欄1の高度化資金借入金元

金償還ですが、中小企業基盤整備機構から借り入れた貸付原資の償還について、償還額が確定したことに伴い減額するものであります。

次に、新規事業につきまして、事業の詳細を常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

新規事業、小規模事業者新事業展開等支援事業です。

1の事業の目的・背景ですが、小規模事業者は、ポストコロナを見据えた新商品や新サービスの開発といった取組に意欲があっても、資金が乏しく実行に至らないことがあることから、そのような取組を支援することにより、事業の継続・発展を図るものです。

2の事業の概要ですが、予算額は1億9,638万5,000円で、財源は国庫を活用したいと考えており、事業の実施主体は、一般社団法人宮崎県商工会議所連合会及び宮崎県商工会連合会となります。

(5)の事業内容ですが、小規模事業者が商工会議所等の支援を受けながら新事業展開や販路開拓に取り組むための経費について、50万円を上限に補助するもので、補助事業者数は370者を見込んでおります。

3の事業の効果ですが、小規模事業者の取組を商工会議所等が伴走支援することで、地域経済の維持・発展につながるものと考えております。

商工政策課の説明は、以上であります。

**○串間企業振興課長** 企業振興課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

令和3年度2月補正歳出予算説明資料の企業振興課のインデックスのところ、239ページをお開きください。

今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄

にありますように、1億9,082万4,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3列目のところになりますけれども、15億7,082万5,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

241ページをお願いいたします。

一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事業費4,298万2,000円の減額でございます。

この主なものでありますが、次の242ページになりますけれども、一番上の説明欄の4、ポストコロナを見据えたものづくり企業技術力向上促進事業の3,510万円の減額であります。この事業は、6月補正予算におきまして、県内ものづくり企業が行う新製品・新技術開発等の取組や技術者育成等に必要な経費を支援する事業として5,500万円を御承認いただいたところでありますが、補助金の申請件数、申請金額について、企業等からの相談を基にして想定していた見込みを下回ったことによるものなどでございます。

次に、その下の(事項)地域産業・企業成長促進事業費2,110万円の減額であります。

これは、説明欄の1、産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業におきまして、成長期待企業が行う商品開発等に対する補助金の申請が、当初の見込みより少なかったことによるもののほか、コロナ禍によりまして、専門家の旅費などの活動が当初の見込みを下回ったことに伴う執行残でございます。

次に、その下の(事項)地域企業再起支援事業費6,376万円の減額であります。

その主なものは、説明欄の3、地域中小企業等新事業構築支援事業の5,576万円の減額でございます。この事業につきましても、6月補正予算におきまして、県内中小企業等が行う新たな

事業展開の取組等を支援するものとして御承認いただいたものでございますが、外部専門家の派遣が見込みを下回ったほか、補助金の交付決定後、事業内容が縮小したことなどを理由とした事業費の減額があったことなどによるものでございます。

次に、243ページをお願いいたします。

一番下の(事項)工業技術センター総務管理費から次の244ページの一番下の(事項)食品開発センター研究開発費につきましては、施設改修工事の入札残をはじめ、工業技術センター及び食品開発センターに係る管理運営費等の執行残でございます。

企業振興課の説明は、以上でございます。

**○兒玉雇用労働政策課長** 当課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の令和3年度2月補正歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、247ページをお開きください。

今回の補正は、5億7,567万6,000円の減額補正であります。補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、14億3,069万1,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

249ページをお開きください。

下から2番目の(事項)若年者就労促進費2,025万円の減額であります。

これは、説明欄1の「伝える宮崎の魅力」高校生県内就職促進事業及び説明欄2の大学生等就職支援事業における国庫補助の3,757万4,000円の減額によるものであります。

次に、一番下の(事項)地域雇用対策推進費9,651万円の減額であります。

主なものは、250ページを御覧ください。

一番上の説明欄3、外国人技能実習生等受入事業者支援事業であります。これは、新型コロナウイルスの水際対策として、国が要請する宿泊施設での待機等に対応した支援を行うものでありますが、入国制限がほとんどの期間解除されなかったことによる5,746万円の執行残が生じたこと、また、説明欄5の離職者等採用企業支援事業において、離職を余儀なくされました方等を採用した企業に対して給付金を支給するものでございますが、申請件数が見込みを下回ったことにより、1,931万7,000円の執行残が生じたものであります。

(目) 労働教育費の下段の労働調査広報費3億2,190万7,000円の減額についてでございます。

これは、説明欄2の緊急雇用維持支援事業におきまして、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業者に対する給付において、申請件数が見込みを下回ったことによる3億2,098万4,000円の執行残であります。

続きまして、251ページを御覧ください。

一番下の(事項) 県立産業技術専門校費1億2,228万6,000円の減額であります。

252ページの説明欄を御覧ください。

主なものは、8の離職者等訓練事業において、離職者の再就職に向けて各種の職業訓練を実施しておりますが、対象者が見込みを下回ったことなどによる1億836万円の減額であります。

雇用労働政策課の説明は、以上でございます。

**○大衛企業立地課長** 企業立地課の補正予算について御説明いたします。

令和3年度2月補正歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、253ページをお開きください。

当課の補正額は、1,769万円の減額補正であります。補正後の額は、右から3列目の欄にあり

ますように、7億5,633万4,000円となります。

主な事項につきまして御説明いたします。

255ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項) 企業立地基盤整備等対策費646万4,000円の減額であります。

説明欄1の企業立地基盤施設整備事業につきましては、宮崎フリーウェイ工業団地等の管理や災害復旧等に係る経費であります。今年度、災害復旧による工事が生じなかったことなどに伴う減額であります。

次に、(事項) 企業誘致活動等対策費683万1,000円の減額であります。

説明欄1の情報収集整備事業であります。これは、企業誘致活動に係る職員の旅費や需用費等の執行残であります。

次に、説明欄4の地方創生テレワーク推進事業につきましては、テレワークの受入れを推進するため、本県のテレワーク環境のPRや民間の事業者が行うテレワーク施設の整備に対する支援を行うものでありますが、このうち施設整備支援につきまして、補助額が当初の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正の追加がございまして、説明いたします。

資料が替わりまして、常任委員会資料の9ページをお願いいたします。

1、債務負担行為の内容でございますが、表にありますとおり、事項は令和3年度企業立地促進補助金、期間は令和3年度から7年度までの5か年、限度額は7億400万円であります。

2の債務負担行為の設定理由は、平成28年に大規模立地企業として立地認定した宮崎日機装株式会社に対する補助金の交付決定に当たりまして、支払いの平準化を図るため、5回に分割して交付することに伴うものでございます。

3の事業の概要であります。今回の案件は、宮崎日機装株式会社が、宮崎市高岡町で行いました航空機部品及び産業用ポンプの製造工場等の設備投資と新規雇用に対する補助金でございます。

(3)の投資額は最大191億円、また、(4)の新規県内雇用者数は最大310人を見込んでおります。

4の補助金額の内訳でございますが、表にありますとおり、投資額に対する補助である投資割としまして、③の7億6,400万円、雇用に対する補助である雇用割としまして、⑥の欄、2段書きになっておりますが、9,200万円と2,400万円の計1億1,600万円、これらの合計は、一番右の欄にありますとおり、8億8,000万円を見込んでおります。

なお、表⑤の雇用の補助単価が異なっておりますのは、航空宇宙部門が、企業立地の重点産業分野として定めております先端産業に該当しますことから、10万円を加算しているためでございます。

この8億8,000万円を5年で分割交付する場合、初年度に1億7,600万円を交付し、2年目以降に支払う残りの7億400万円を、今回、債務負担行為として設定するものでございます。

説明は、以上でございます。

**○飯塚観光推進課長** 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和3年度2月補正歳出予算説明資料の257ページ、観光推進課のインデックスのところをお開きください。

ページの一番上の行、左から2番目の欄になりますが、一般会計と特別会計を合わせまして、15億4,939万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右

から3番目の欄になりますが、133億7,766万4,000円となります。

それでは、その下の行、一般会計から御説明いたします。

補正額は15億6,364万3,000円の増額で、補正後の額は132億7,672万7,000円となっております。

主な補正内容ですが、259ページをお開きください。ページの中ほど、(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費3,846万円の減額であります。これは、県営国民宿舎特別会計への繰出金になります。後ほど特別会計のところでも御説明いたしますが、国民宿舎の維持補修費等に執行残等が生じたことから、一般会計からの繰出金を減額するものです。

続いて、一番下の(事項) 観光振興費1億585万9,000円の増額であります。ページが替わりまして、260ページをお開きください。

主なものは、説明欄の2、スポーツレクリエーション施設特別会計繰出金ですが、これは、スポーツレクリエーション施設特別会計への繰出金になります。後ほど特別会計のところでも御説明いたしますが、えびの高原アイススケート場の維持補修費等に執行残が生じたことから、一般会計からの繰出金を減額するものです。

次に、説明欄の4、東京オリパラ事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金積立金設置事業ですが、この事業は、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の安全・安心な運営を確保するため、合宿地等において新型コロナウイルス感染症対策を実施する基金の設置を目的としたものであります。本基金は国からの交付金を財源として、県で基金造成を行ったものであり、事業終了に伴い余剰金を国へ返還するものです。

続いて、その下の(事項) 観光・MICE誘

致促進事業費3,220万5,000円の減額であります。

説明欄の1、MICE推進強化事業において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、各種会議等が中止・延期され、MICE開催支援補助金の交付額が当初の見込みより少なかったことなどにより減額するものです。

続いて、一番下の(事項)観光交流基盤整備費1,844万7,000円の減額であります。

261ページを御覧ください。

主なものとしましては、説明欄の4、観光みやぎ緊急誘客促進事業です。新型コロナウイルス感染症が流行する中、県内限定クーポン2,000円分の付与や、国内の交通機関や旅行会社等と連携し、旅行商品の造成やプロモーション、県内のゴルフ場に対して感染防止対策の強化に要する費用を補助するものですが、交通機関と連携した旅行商品造成支援やゴルフ場の感染症対策支援において執行残が生じたことにより減額するものであります。

次に、(事項)国内観光宣伝事業費5,923万2,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄の3、みやぎ観光誘客再生事業です。

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、国内外の交通機関や観光関連産業と連携し、本県の強みを生かした旅行商品の造成やプロモーション等を行うものであります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、外国人観光客誘客に関する事業等の実施が困難になったことなどから減額するものです。

続いて、その下の(事項)国際観光宣伝事業費2,665万2,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄の1、インバウンド誘客強化事業及び3、海外市場開拓デジ

タルプロモーション事業です。それぞれ海外旅行会社へのセールス活動や、海外での旅行博の出展、インターネットを活用した情報発信等を行うものですが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業が実施できなかったり、当初の予定より事業規模を縮小したことなどにより減額するものであります。

262ページをお開きください。

次に、(事項)スポーツランドみやぎ推進事業費16億5,569万円の増額であります。

主なものとしましては、説明欄の1、東京オリパラ等合宿受入推進事業、1億8,649万2,000円の減は、東京オリパラ海外代表チームの新型コロナウイルス感染症対策経費の執行残に伴い、受入れ支援を行う実行委員会への負担金が不要になったことによるものであります。

次に、5の(1)新規事業、屋外型トレーニングセンター整備事業(設計・施工業務)、18億2,600万円の増は、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

その下の(2)新規事業、屋外型トレーニングセンター整備事業(発注者支援業務)、2,500万円の増は、いわゆるコンストラクション・マネジメントに要する経費であります。これは、屋外型トレーニングセンターの設計・施工業務の実施に当たり、発注者である県の側に立ち、工程管理やコスト管理などの設計や施工に関するあらゆるマネジメント業務を、建築や土木の専門知識を持つ民間企業に委託するものであります。

263ページを御覧ください。

次に、特別会計についてであります。

当課では、えびの高原スポーツレクリエーション施設、いわゆるアイススケート場、県営国民宿舎えびの高原荘・高千穂荘の3つの公の施設

を所管しております。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。

補正額は、1,567万8,000円の減額で、補正後の額は右から3番目の欄、362万2,000円となっております。

補正の内容ですが、(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費1,567万8,000円の減額であります。これは、左から4番目、その他特定財源の欄にあります繰入金について、施設運営に係るえびの高原アイススケート場の維持補修工事が延期となったことにより減額するものであり、また、その下の繰越金について、昨年度の繰越金確定により増額となったことによるものであります。

次に、264ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計であります。

補正額は、142万8,000円の増額で、補正後の額は右から3番目の欄、9,731万5,000円となっております。

主な補正内容ですが、(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費765万円の増額と、その下の(事項) 国民宿舎「高千穂荘」運営費622万2,000円の減額であります。ともに左から4番目、その他特定財源の欄にあります繰入金については、県営国民宿舎の維持・補修費等の執行残が生じたことにより減額するものであり、また、その下の繰越金について、昨年度の繰越金確定により増額になったことによるものであります。

それでは、お手元の別冊、常任委員会資料の6ページを御覧ください。

新規事業、屋外型トレーニングセンター整備事業(設計・施工業務)であります。本事業は、9月定例会におきまして、債務負担行為の議決をいただき、その後、事業者選定を行いました

ので、今回、予算議案等の御審議をお願いするものであります。

1の事業の目的・背景ですが、スポーツランドみやぎのさらなる推進に向け、新たにラグビー、サッカー、陸上等のトップアスリートの合宿拠点等として活用できる屋外型トレーニングセンターを整備するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額としては18億2,600万円、財源としては、(2)に記載のとおり、対象事業費の2分の1の補助がある国の地方創生拠点整備交付金、50%の交付税措置のある県債である補正予算債、スポーツ振興くじ助成金、企業版ふるさと納税などを活用することとしております。

今回、国の地方創生拠点整備交付金が、昨年末に補正予算として成立し、この交付金を活用した速やかな事業着手を行う必要があること、また、条件のよい補正予算債が活用できる利点があることから、2月補正予算に整備事業費を計上したものであります。

(3)の事業期間は令和3年度ですが、令和4年度に全額繰越しを行うこととしております。

(5)①の整備場所は、シーガイアオーシャンドーム跡地約6万平方メートルで、敷地はフェニックスリゾート社より無償・無期限で借り受ける予定としており、今月中には地上権設定契約及び登記を行う予定としております。

②の整備内容であります。7ページを御覧ください。

整備イメージ図と平面図を添付しております。天然芝のラグビー・サッカーグラウンドを1面、400メートル陸上トラック付きのハイブリッド芝仕様の多目的グラウンド、室内練習場、クラブハウス、トレーニングジムなどを整備する計画としております。施設の詳細については、

今後設計において検討していくこととしております。

8ページを御覧ください。

クラブハウスや観覧スペースなど、施設全体に県産材と東京オリンピック選手村で使用されたオリパラ材を積極的に活用する計画としております。

6ページにお戻りください。

3の事業の効果であります。国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上や、スポーツを柱とした本県観光の振興・経済の活性化などを目的に取り組むことで、他県との差別化が進み、新たなスポーツキャンプ・合宿誘致やそれに伴う県外からの誘客数の増加など、観光業をはじめとする本県経済に大きな効果が期待できるものと考えております。

次に、常任委員会資料の10ページをお開きください。

議案第58号「工事請負契約の締結について」御説明いたします。

(1)の工事請負契約の概要であります。工事の名称は屋外型トレーニングセンター建設工事、契約の金額は18億2,600万円であります。契約の相手方は、吉原・和広・NTTファシリティーズ屋外型トレーニングセンター整備事業特定建設工事共同企業体、工期は令和5年3月31日までであります。

(2)の事業の概要につきましては、先ほど予算議案にて御説明したとおりであります。

(3)の今後のスケジュールであります。

今定例会で議案に対する御承認がいただけましたら、国の交付金の交付決定後に契約の相手方と本契約を締結し、設計・施工に取りかかることとしております。

今年6月定例会では、公の施設への追加をお

願いする条例改正案を提案し、同時に指定管理者の募集方針の御説明を行う予定としております。

9月定例会では、維持管理費の財源となるネーミングライツのスポンサー募集方針の御説明を行う予定であります。

また、11月定例会では、指定管理者を指定するための関連議案の提出を行い、来年の2月定例会におきまして、施設の使用料金を定める使用料及び手数料徴収条例改正議案等の提出を行いたいと考えております。

観光推進課からの説明は、以上であります。

**○吉田オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の令和3年度2月補正歳出予算説明資料、オールみやざき営業課のインデックスのところ、265ページをお願いいたします。

オールみやざき営業課の今回の補正額は、8,555万2,000円の減額補正でございます。補正後の額は、右側から3番目の欄になりますけれども、10億2,206万5,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

267ページをお願いいたします。

まず、ページ中ほど、(事項)国際交流推進事務費2,779万1,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄6の少年少女国際交流事業307万7,000円の減額及び7の協定締結都市等との交流促進事業497万2,000円の減額であります。これは、新型コロナウイルスの影響によりまして、中高生による韓国、香港との相互訪問交流をオンライン交流等へ切り替えたことや、民間団体による台湾との往来交流が実施できなかったことなどによる減額でござ

います。

また、8の外国人材受入環境整備事業1,360万円の減額は、日本語教育の開催等に係る経費につきまして、新型コロナウイルスの影響により、地域住民との交流を通して日本語を学ぶ日本語教室など、事業の一部を中止したことによる減額でございます。

次に、ページ下から3行目、(事項)海外技術協力費363万9,000円の減額であります。これは、世界との絆、国際協力推進事業において、新型コロナウイルスの影響により、海外技術研修員の受入れを行えなかったことなどによる減額でございます。

次に、268ページをお願いいたします。

ページ上から5行目、(事項)貿易促進費1,174万9,000円の減額であります。

主なものとしましては、まず、説明欄1のみやざき海外拠点運営強化事業556万2,000円の減額であります。これは、新型コロナウイルスの影響による移動制限に伴いまして、海外渡航ができなかったことから、旅費等を減額するものでございます。

また、3の世界市場を目指す!みやざきSHOCHUブランド確立事業444万1,000円の減額であります。これは、新型コロナウイルスの影響によりまして、海外現地でのプロモーション活動の規模を縮小したことなどに伴う減額でございます。

次に、ページ中ほど、(事項)県産品販路拡大推進事業費4,344万7,000円の減額であります。

主なものとしましては、まず、説明欄1の県産品振興事業1,961万6,000円の減額であります。これは、新型コロナウイルスの影響による新宿KONNE店舗の休業や時短営業に伴う光熱水費の減額や、出張自粛に伴う職員旅費の減

額などによるものでございます。

また、4の県産品需要回復促進事業813万円の減額及び5のデジタルツールを活用した販路拡大支援事業1,538万円の減額でございますけれども、これは、物産販売イベント・フェア開催補助金及びデジタルツールを活用した販売力・商談力強化サポート事業補助金の申請事業者数が、当初の見込みより下回ったことなどによる減額でございます。

オールみやざき営業課の説明は以上です。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○来住委員 9ページの宮崎日機装に対する債務負担行為の内容で、投資割と雇用割がありまして、投資割は投資額に対して4%の補助になっています。それで雇用割ですが、具体的には雇用者数がそれぞれ230人、80人となっているんですが、具体的にこの方々が何か月間勤められたらとか、そういう基準が多分あるのだろうと思うんですけども、その基準をまず教えてください。

○大衛企業立地課長 雇用割の要件でございますけれども、まず、県内に住所がある方で、この工場の開設に伴って採用された方でございます。

それから、採用してからここで1年間就業を継続されていて、今現在もいらっしゃる方が補助対象になるということでございます。

○来住委員 宮崎日機装の資本金は幾らでしょうか。

○大衛企業立地課長 少しお時間をいただければと思います。

○来住委員 ついでに、本社は宮崎市ですか。

○大衛企業立地課長 東京にある日機装本社の資本金は、令和3年6月現在で65億4,433万9,191

円で、東証一部上場の企業でございます。

宮崎日機装の社は宮崎市でございます。

○来住委員 宮崎日機装の社の所在地はどこですかと聞いたんですけれども。

○大衛企業立地課長 宮崎市高岡町に本社がございます。

○来住委員 もう一遍確認しますが、この資本金が65億円ですか。

○大衛企業立地課長 申し訳ございません、先ほど65億円と申しましたのは、親会社である日機装株式会社の資本金でございます、宮崎日機装の資本金については確認します。

○来住委員 また後で結構です。

○窪菌委員 今の宮崎日機装ですが、たくさんの方が採用されています。今回また新たに航空宇宙部門とインダストリアル部門ということで、先端技術は行くたびに非常にびっくりします。

おととい、トヨタがサイバー攻撃を受けました。こういった先端技術はサイバー攻撃を受けやすいということですが、この辺りのセキュリティーの問題はどのようになっているのでしょうか。

○大衛企業立地課長 セキュリティーの問題につきましては、宮崎の工場につきましては、かなり新しい設備でございますので、恐らく相当程度の設備で、ソフトウェアを含めて対応はされていると思うのですが、その程度だったりとか、それに対する投資までは伺っておりません。

○窪菌委員 こういった技術というのは特に盗まれやすかったり、あるいはそういったサイバー攻撃を受けやすかったりするということですので、会社としては十分注意されているということも知っているんですけれども、何せ雇用も非常に多いですし、今度は新たに医療にも進出されるということです。

優良企業として今後定着——もちろん定着しているんですけれども——さらに拡大されるということで、そういったものも含めていろいろ連携しながらお願いしたいと思っています。

次に、249ページの若年者就労促進費の2,025万円の減額ですが、高校生等の就職状況が伸びたということで、パーセントにすれば伸びたんでしょうけれども、全体的な数とすれば子供が減っていますから、どうなのか分かりません。去年の大学生、高校生の地元就職率はどういう状況だったのでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 まず、令和3年3月卒業の高校生でございますけれども、就職者2,647人のうち県内就職者が1,602人となっております。県内就職率は60.5%となっております。前年よりも2.5ポイント上昇している状況でございます。

大学生につきましては、労働局で調査をしているんですけれども、県内の大学しか出ておりませんが、宮崎大学の医学部と県立看護大学を除いた大学と短大と高専を令和3年3月に卒業した方の県内就職率は46.3%になっているところでございます。

○窪菌委員 それと、250ページの外国人雇用・就職支援事業でございますけれども、コロナの関係で行ったり来たりがなかなかできなかったということですが、就職、採用、技能実習生等の数はどれくらい見込んでいらっしゃったのでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 この事業そのものでは、出入国合計で大体800人を見込んでおりました。ただ、実績は入国者が17人、出国者が29人ございました。

入国者の内訳といたしましては、いわゆる再入国という形で技能実習3号の方々が15人入っ

できております。それと、入国が可能であった11月8日から29日までの間に特定技能の方がお二人入ってこられております。

**○窪菌委員** コロナの関係で、外国からの入国制限が1日当たり5,000人に緩和された影響はどう見ていらっしゃるでしょうか。

**○兒玉雇用労働政策課長** 今、窪菌委員がおっしゃったとおり、現在5,000人ということですが、今日、時事通信を見ておりましたら、3月中旬から7,000人に拡大する方向で調整しているという記事が出ておりました。

ただ、管理団体からは、7,000人に増やすのは4月から授業を始める留学生に配慮した措置だということですので、技能実習生は計画をつくったりとか、ビザの申請とか様々な手続がありますので、実際に入れるのは4月以降ではないかと伺っているところでございます。

**○窪菌委員** どこも人手が足りないということ、外国人労働者の希望がかなりあります。

ちょっと大きな企業、あるいは自営業者を含めて、どこも外国人労働者がいます。その方々が即戦力として活躍されているということですので、今後ともこういったことに注視していただいて、学生が中心ということなのですが、一般の労働者等も希望に添えるようお願いしたいと思っております。

**○兒玉雇用労働政策課長** 今度の当初予算で御審議いただくこととなりますけれども、外国人技能実習生等の入国・出国の際の補助については継続させていただきたいと思っております。

宮崎労働局の調査によりますと、令和2年10月時点で、外国人の技能実習生は3,879人ということでした。昨年10月末時点で3,419人ということで減少しておりますので、企業も人手不足にかなり苦勞されているという状況がう

かがえるかなと思っております。

したがいまして、来年度も予算を確保させていただくことによって、各県との獲得競争に勝っていきたいと考えております。

**○坂口委員** 地域雇用対策推進費の離職者等採用企業支援事業と離職者等訓練事業が両方とも減額になっていました。これは、予測していたほどの離職者が出なくて済んだということなのか、それとも離職者はある程度いたけれども、雇用する企業とか、また、その事業を受ける訓練生が少なかったとか、内容はどのようなのですか。

**○兒玉雇用労働政策課長** 離職者等を採用する事業でございますけれども、2月28日現在の実績は26件、28人分をお支払いしているということで、金額にして560万円の支払いをしている状況でございます。

昨年度も同じような事業をやっております、昨年度は最終的に97人分となったんですけれども、昨年度は日南市で紳士服製造メーカーの大きな倒産がありまして、その後、新たな会社が設立されまして、それで36人分を離職者等採用企業支援事業で支援させていただいたという経緯がありました。今年度はそういった大型倒産の離職に伴う採用がありませんでした。

また、根本的な問題としては、企業は正規職員での採用を求めているというふうなことがあって、一旦離職された方については、そこがなかなか難しいのかなということで、この人数にとどまっているのではないかなと思っております。

**○坂口委員** ダーバン関連だったのですが、あれはたまたま離職者と採用者が両方同じようなもので条件が合ったということでもよかったんでしょうけれども、問題は離職者がある程度出ていて、まだ就職ができない人たちの状況がどう

あるかっていうところに、今後しっかり神経を向けるべきかなという気がしてちょっと心配になったものですから、引き続きしっかり対応していただきたいと思います。

**○兒玉雇用労働政策課長** 委員が言われるとおりでございますので、来年度以降もしっかりと対応してまいりたいと考えております。

**○二見委員** 就職氷河期世代活躍応援事業ですが、この言葉を聞くと本当に懐かしい感じがして、あの頃ニュースとかでいっぱい報道もされていました。私も、大変苦労しました。

今回、減額補正ということなんですけれども、今のコロナの状況で、逆に新卒なり離職者の方々の支援のほうが大事かなと思うんですが、就職氷河期世代の応援事業って、当初から難しさを感じてました。今回、948万円ぐらいの減額ということなんですけれども、この1年間どういうふうに取り組むことができたのかを教えてくださいたいと思います。

**○兒玉雇用労働政策課長** まず、今年度は就職氷河期世代の方々と県内企業との面談会を10月と12月に2回実施しております。そして、3月13日にも実施を予定しております。あとは、委託先が通年で事業の特設サイトで求人掲載を行っておりまして、それによる内定者数が8人ということになっております。正規が6人、非正規が2人という内訳でございます。

それ以外にみやぎき若者サポートステーションでも事業を実施しておりまして、そちらもある程度の人数が出ている状況でございます。

ただ、おっしゃるとおり、就職氷河期世代の方の採用というのは、なかなか思うようにいかないということで、私どもとしてもどうやったら事業効果が出るんだろうかと悩みながらやっているところでございます。

**○二見委員** 実績が8人というのは分かりましたけれども、どれぐらいの人たちが来られたのかというところで、事業の周知はどうなんでしょうか。

**○兒玉雇用労働政策課長** 先ほど、2回面談会をやったと言いましたけれども、参加企業が22社で、就職氷河期世代の参加者が23人ございました。

**○二見委員** やっぱりそこでしょうね。人口の数からしても、20数名の参加では企業側もせっかく来てもなかなかという感じがするし、何が一番問題だったかという、いろんな意味でキャリアプランができなかったわけなんです。そこ辺に対するフォローの在り方というか、もう一度いろんな技術とか学び直しの必要性もあったりするかもしれないし、利用者の方々からアンケートとかは取ってはいるんでしょうか。

現場の現状をもうちょっと酌み取り、こちらからアプローチする必要があるのかなと感じるところなので、今後もぜひ支援をよろしく願いしておきます。

**○兒玉雇用労働政策課長** 関係機関、それと当事者の家族も含めた協議会等も開催しております。現状等について、どうやってやったらいいということも含めて議論をしております。就職氷河期世代の方が少しでも就職に結びつくように、我々としても関係機関と連携しながら尽力してまいりたいと考えております。

**○大衛企業立地課長** 先ほど、来住委員からの御質問があった宮崎日機装の資本金でございますが、1億円ということでございます。

**○来住委員** そうすると、宮崎日機装は、親会社である日機装が出資してつくられている会社だと思っておりますけれども、日機装の資本金は先ほど言われた61億円でしょうか。

○大衛企業立地課長 本社は65億4,000万円程度です。

○来住委員 もう一度確認ですが、日機装の社は東京のどこですか。

○大衛企業立地課長 東京都渋谷区恵比寿にございます。

○坂口委員 屋外型トレーニングセンターについてですけれども、まず、この工事の選定方法、業者選定はプロポーザルか何かでやったんですか。

○中尾スポーツランド推進室長 選定につきましては、プロポーザル方式で選定したところでございます。

○坂口委員 屋外型トレーニングセンター整備事業2,500万円が繰越明許費の中に含まれていましたよね。そうすると、プロポーザルの評価ポイントで、将来どういう施設が欲しいということで、完全形に近いものを採用されたと思うんです。その時点で、その判断ができたということで、発注支援業務との整合性と必要性、そして、そこの意思の一致というか、目指すべきものの一致というのがないと、委託業者に発注者支援業務を完全に任せたらその思惑で進んでしまう。そうすると、最初のプロポーザルでの評価点数は何だったのということになる可能性もあると思うんです。

そこらに対してどう整理されているのかということと、それに基づいて、発注者支援業者の選定はどうやってされるのでしょうか。

それと、これは世界のプロ級の選手のためのセンターであると同時に、本県のスポーツランドに資する、いわば関連する県内のサッカーなりラグビーをやろうとする子供たちから社会人まで含めたその人たちの競技力の底上げなどもあり、県が将来あるべき姿を目指すためのセン

ター造りでないといけないから、この発注者支援業務を委託するところとの連携というか、連携ではいけないと思うんです。

県の考え方に基づいて専門的に、安全なもの、しっかりしたものを造らせていくということ、いわば限りなく技術的な施工管理に近いものしか任せては駄目だと思うんです。委託業者の考えで100%やりますよってやらせたら、これは駄目。それは国が目指すべき、国内に欲しいトレーニングセンターになってしまうのではないかとこの感じがします。これはかなり難しいと思うんですが、そこらはどう整理されるのでしょうか。

○中尾スポーツランド推進室長 まず、今回の発注者支援業務2,500万円でございますけれども、これは、あくまでも仕様書なりは県が定めたものでございますので、その後の工事、業務は決まっておりますから、これの設計・施工管理であるとか、コスト削減効果ができるものとかがあれば、そこについてのフォローをしていただくということでございますので、ここで内容が大幅に変わったりということはございません。

発注者支援業務につきましても、予算を承認いただきましたら、別途選定委員会を設けまして、プロポーザル方式で委託業者を決定したいと考えております。

○坂口委員 それだと、限りなく設計・施工管理に近くて、設計を手がけたところが一番出来上がらせるべき姿は分かっていると思うんです。そこでまた全く違う人が、施工のための発注者支援業務として新たに入ってくるということが、果たして総合的にメリットが大きいのかどうかというところが、どうも何か見えないんです。

通常だと、設計を担当した人がやっぱり一番

詳しいから、ましてやプロポーザル方式になると設計・施工一括になったりするから、その考え方がそっくり完成品として、成果品として出てこないといけないと思うんです。そこで全く別な方が発注者支援業務として来たら、今度はここが施工には一番力を持ってくるんです。我々の考えはこうです、構想あるいはこういう理念に基づいて設計をやって、こういうものを仕上げますというプロポーザルだったと思うんです。そこに今度は権限を持った全く違うものが入ってきたときに、果たしてしっかりできるのでしょうか。

また、そこを選定したときには、県がそこを審査していて、評価して、あなたと契約しようとなっているから——どこが入ってくるか分からずに物を言っているから、無責任もあるんだけど——かなり難しいことになる。やっぱり設計・施工業者に権限を一番持たせない駄目だと思うんです。また、持たせるための発注者支援業務の委託業者になっていくと思うんです。そこらがどう整理されるのでしょうか。

なぜこんなことを言うかという、初めての試みというのと、それから今後の宮崎県のスポーツランドに対する世界からの評価というのがあるのと、宮崎県でスポーツ競技を行うことに対しての県民の理解などを底上げしないといけないということです。

どこまでこの業者に任せて、県がその意思をどうそこに添えていくのかなというのは、それはもう既にプロポーザルのときの審査対象として、しっかり固定させていなければいけなかったような気がします。

**○中尾スポーツランド推進室長** 委員がおっしゃるとおり、今回の発注者支援業務につきましては、あくまでもその後の施工管理であると

か、コスト削減効果とか、そういったものがあればそこを補足していただくものです。

例えば、今、ウクライナ問題等があって、調達価格等の上昇も見込まれるわけですが、そういったときに今回の発注者支援業務の委託業者からここを変えたいという相談があったときには、それを県としてみすみす了解するのではなくて、設計に基づいてきちんと担保を取るというようなアドバイスをいただいたりとか、そういった形での設計・施工のアドバイスをいただく業務ですので、プロポーザルをしたときにこちらから示しています要求水準書なりの品質を下げるといったことにならないように、きちんと担保していきたいと考えております。

**○坂口委員** 通常だと著しい社会経済の変化があっても対応できるというのが法律できちっと決められていますよね。だから、物価の単価スライドとか総価スライドとかいろんな方法があったり、設計を変更せざるを得ないときは設計変更協議というのがあったりするから、そこも譲っては駄目だと思うんです。やっぱりそれは県が主導でやっていかないと。

だから、物価上昇が著しい社会、予測できなかったようなことが起こった——戦争なんてまさにそうなんですけれども——そういうときはまたそこで発注者と協議するんですよ。

受注者が、我々はこういう社会変動で、実際に責任がない範囲内で、こんな痛手を被った、これについてはちゃんと見てくださいよというのは、直接発注者に申告することになっています。だから、間に入った発注者支援業務の委託業者に、これは増額しますよとか、これは変更していいですよとか判断する権限は与えてはだめだと思うんです。

他の業務でもこんなのはあるのかなと思うの

と、もっと難しくなれば、例えば県病院ですね。これは本当に特殊な建物で、その利用目的とか、医療に貢献すべき構造というのがあるので、営繕課主体で物事を進めていくのが通常だと思うものですから、委託業者に権限を持たせるやり方というのは、僕はあまりよくないのではないかなと思います。そうすると、権限を持たせないならば果たして発注者支援業務は必要なのかなという疑問があります。これは僕の疑問として終わりますけれども、そこらがちょっと気になりました。

**○中尾スポーツランド推進室長** 委員がおっしゃるとおり、こちらが示した要求水準に基づいてきちんと担保されるように、今回の発注者支援業務の調整をしていきたいと思えます。

県立宮崎病院とか国スポの施設等でも導入しておりますけれども、基本的には県が主体性を持った上で、ノウハウなどの足りないところを発注支援という形でお願ひしたいと考えております。

**○坂口委員** ここに施工管理業務と記載されていれば、ああ、そうだなって思うけれども、発注者支援者業務なんていうのはあまり聞かないし、今言われるのは、施工を管理していくということですよね。施工管理——設計したものをちゃんと担保させるという。だから、僕の解釈の違いがあったのかもしれませんが、ちょっと分かりづらい業務だなと思えました。

**○日高委員長** 関連で御質問がありますか。

**○濱砂委員** 観光推進課の観光みやぎき回復支援事業と県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン事業について、6日でまん延防止等重点措置が解除されるということもありますが、商工業者等の要請等を踏まえた再開の見通しは立っていますか。

**○飯塚観光推進課長** 現在、感染状況を見極めながら、早く再開できないかということで、時期については、今検討を行っております。また、すぐ再開できるような準備を進めておりますので、その辺の判断をしっかりとしてから再開したいと思っております。

**○濱砂委員** くどく言うわけではないけれども、見込みは立っているのでしょうか。来月になるとか、あるいは1週間後とか、そういった方向性というのは、まだ検討されていないのですか。

**○飯塚観光推進課長** 昨日のまん延防止等重点措置の解除につきましても、オミクロン株で感染者数がなかなか下がらないけれども、総合的に判断されたと聞いております。キャンペーンにつきましても、我々としては経済的な案件もございまして、ぜひ早めにできればと。早急に実施時期が検討できるように、今、関係部署と協議をしています。それがいつ頃かということも早急に検討して、早く皆様にお示しできればということで頑張りますので、お待ちください。

**○日高委員長** 今までの流れもあると思えますけれども、やっぱり常日頃一緒にいる家族等と一緒に動くのは全然問題ないと思うんです。だから、そういう部分から徐々に行動制限を緩和して、早く経済を回さないといけないということもありますので、対応していただきたいと思えます。要望でございます。

そのほか質問はございませんか。

**○二見委員** オールみやぎき営業課の海外技術研修員及び留学生の受入れ等に関する経費について、コロナの影響で海外関係はなかなかできなかったのは分かるんですが、また、留学生の受入れというのも分かるんです。海外技術研修員という言葉は、あまり聞き慣れないけれども、ここ辺の実績はどうなっていますか。

○吉田オールみやざき営業課長 海外技術研修員につきましては、発展途上国の皆さん方に技術を伝授するという事で、主に東南アジア、ブラジル、南アメリカ等からおいでいただいております。

これにつきましては、先方からのニーズ、例えば農業を学びたい、工業を学びたいなどのいろんなニーズと県内企業をマッチングさせるということで、受入れをしておりました。ここ2年は、コロナの影響で受入れはできておりませんが、コロナ以前は年間1名から2名ほど、主には農業とか畜産業のようなどころが多い状況ではございますけれども、順調に受け入れていたところでございます。

○二見委員 多分そういうことかなと思ったんです。私が知っている都城市の企業も——ミヤンマーだったかな、宮崎大学がサテライトを持っていますよね——あそこの関係や先生で来られていた方とのネットワークで、現地の若い者が宮崎大学に留学するのを企業としてサポートして、彼らが学び終わって帰ったら、現地でプロイラーの農場を立ち上げて事業をしていこうという、宮崎県の企業と現地がしっかりつながった展開を考えていたと思うんです。

ただ、年に1～2名ということなのでちょっと企業と地域と大学がしっかり連携を取って、どこを攻めていくのかといった計画が我々も分かるといいなと思います。

また、そういう話が大学生とか、その子たちも友達、留学生であったらそのネットワークをつくって、新たな就職先というか、自分たちのやりたいことの一つが増えてくるわけなので、そこ辺をもうちょっとうまくアピールできるような取組につなげてほしいと思っているところなのですが、いかがでしょうか。

○吉田オールみやざき営業課長 二見委員が御指摘のとおりでございます。県内企業にとってもメリットがあるものでございますし、本県にとりましても、例えば、本国に帰った後に、宮崎県はいいところだったとか、そういうPRもしていただけるというところもございまして、ぜひ、このような事業はPRしながら、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○二見委員 人と人のつながりが絶対に切れないように——県立看護大も同窓会がなかったから同窓会をつくるどころからやりましたから——そこ辺はちゃんとフォローできるように、努力をお願いいたします。

○日高委員長 そのほか御質問はありますか。

○窪田委員 235ページの新規事業、小規模事業者新事業展開等支援事業ですけれども、電気屋や代行業者などいろんな小規模の事業者がいますが、今の時点での申込状況等はどうなんでしょうか。

それと、市町村にこれをどういうふうに伝えているのかをお聞きします。

○児玉商工政策課長 小規模事業者新事業展開等支援事業につきましては、今まさに新規事業として、この議会で御審議いただいておりますので、事業の開始につきましては、今回繰越しもお願いしておりますので、令和4年度にかけて実施させていただきたいと考えております。

小規模事業者が対象になりますので、現在まさにコロナの中で苦しい事業環境にありますことから、そのような中であって新事業に展開したりとか、あるいは販路開拓等に取り組んだりすることについて商工会議所とか商工会に伴走していただいて、支援を実施していただきたいと考えているところであります。

当然、こちらの情報につきましては、市町村

にもつなぎまして、連携して地域の事業者の取組を支援してまいりたいと考えております。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。暫時休憩します。

午前11時59分休憩

---

午前11時59分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

ここで、その他報告事項に関する説明を求めます。

○兒玉雇用労働政策課長 雇用労働政策課でございます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

第11次宮崎県職業能力開発計画（最終案）についてでございます。

参考でお示ししております1、計画の位置づけから、3、策定にあたっての基本的な考え方までは、前回の委員会にてお示ししたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

4、これまでの作成経過であります。12月7日の本常任委員会におきまして、計画案について御説明させていただいた後、12月10日から1月11日までパブリックコメントを実施いたしました。県民からの御意見はございませんでした。

2月3日には第3回の宮崎県職業能力開発審議会を開催し、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、別冊にてお配りしている最終案の作成を行ったところでございます。

主な修正点でございますが、これは、別冊の計画最終案で御説明させていただきたいと思っております。

5ページをお開きください。

(1) 時間当たり労働生産性の国際比較につ

いてでございます。

前回お示しいたしました計画案では、2019年時点でのデータを掲載しておりましたが、12月17日に2020年時点のデータが公表されましたため、データの更新を行ったものでございます。

2020年の日本の時間当たり労働生産性は49.5ドルで、OECD加盟38か国中23位となり、実質ベースで前年から1.1%上昇したものの、順位は1970年以降最も低くなっているところでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

ページ上段の(1)ー1、本県の求人、求職及び有効求人倍率の推移についてでございます。

前回お示しした計画案では、年度推移を表わすデータを掲載しておりましたが、審議会での御意見を踏まえ、暦年推移で表わしたほうが、直近を表せるのではないかとということで、令和4年2月1日に公表されました暦年の令和3年のデータを盛り込むことで、本県有効求人倍率が、令和2年には大幅に下落し、令和3年に入って上昇してきている状況を反映することができ、新型コロナウイルス感染症の直近での影響が確認できる資料としているところでございます。

そのほか、13ページ上段の(5)高校生県内就職率・全国順位の推移、それと、14ページ下段の(8)就業者に占める高齢者割合の推移、15ページ下段の(9)ー2、障害者雇用促進法に基づく本県の障害者雇用状況の推移、それと、16ページの(10)外国人の就業状況などについても、12月7日の本常任委員会後に公表された最新のデータを反映させ、修正を行っているところでございます。

委員会資料11ページにお戻りください。

今後のスケジュール(予定)につきましては、本日の御審議を踏まえた上で、3月中に審議会

会長から知事への答申を経て、本計画の策定・公表を行う予定としております。

計画の公表につきましては、市町村や関係業界団体等への計画冊子の配布のほか、県ホームページへの掲載を予定しております。

また、計画策定後は、関係機関と連携し、本計画に盛り込んだ事項に係る具体的な施策の実施に取り組んでいくこととしております。

当課からの説明は、以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。この件に関して何か質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、最後にその他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

---

午後1時7分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和3年度補正予算関連議案等について、部長の概要説明を求めます。

○西田県土整備部長 県土整備部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明の前に、2点御報告を申し上げます。申し訳ありませんが、着席させていただきます。

まず、都城志布志道路についてであります。

2月17日の開会日に知事からも報告いたしましたが、国土交通省において整備が進められてきた乙房インターチェンジから横市インター

チェンジまでの3キロメートルが、3月12日に開通する運びとなりました。これまで御尽力いただきました県議会の皆様に心から御礼を申し上げます。

また、都城インターチェンジから乙房インターチェンジまでの5.7キロメートルにつきましても、令和6年度に開通する予定となっており、これらの県内区間の整備が完了しますと、鹿児島県側の未整備区間を残して、供用率は約93%に達する見込みとなっております。

今後とも一日も早い全線開通に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、細島港についてであります。

先月25日に国土交通省から、細島港19号岸壁について、直轄事業の新規事業採択時評価手続に着手するとの発表がありました。県としてはこれまで、細島港における取扱い貨物の増加や船舶の大型化等に対応するため、港湾整備の重点項目として国に要望しておりましたが、今回の発表により、新規事業化に向けて大きく前進したところであります。

県としましては、国や日向市と連携しながら、一日も早い事業化に向けしっかりと取り組んでまいりますので、先ほど申し上げました都城志布志道路の全線開通と合わせまして、引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます、県土整備部所管の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

お手元に配付しております商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、1の議案につきましては、一般会計補正予算案のほか、予算議案が2件、特別議案が

3件であります。次に、2の報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて外1件、最後に、3のその他報告事項といたしまして、宮崎県耐震改修促進計画の一部改定について御報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長等から御説明いたします。

私からは以上であります。

○日高委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○児玉管理課長 県土整備部の2月補正予算について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

この表は、今回の補正額及び補正後の額などを取りまとめた、県土整備部の予算総括表であります。

太線で囲んだ部分が、今回の補正額になりますが、Cの欄の一番下にありますとおり、一般会計と特別会計を併せた2月補正額は、88億7,759万9,000円の減額であります。

主な内容としては、補助公共・交付金、災害復旧事業の国庫補助決定などに伴うものであります。

その結果、右から2列目の補正後予算額Dの欄の一番下にありますとおり、一般会計と特別会計の合計は、811億9,819万8,000円で、対前年度比でマイナス29.3%となっております。

次に、2ページをお開きください。

2、補助公共・交付金事業であります。補正額は、Cの欄の一番下にありますとおり、14億3,543万8,000円の減額で、その内容は、国庫補助決定に伴うものであります。

次に、3ページを御覧ください。

3、直轄事業負担金であります。補正額は、Cの欄の一番下にありますとおり、4億5,750万1,000円の増額で、国が実施する道路や河川などの事業費の確定に伴うものであります。

次に、下の表の4、災害復旧事業であります。補正額は、Cの欄の一番下にありますとおり、68億807万4,000円の減額で、今年度の災害復旧事業の国庫補助決定などに伴うものであります。

4ページを御覧ください。

5、課別内訳であります。これは、補正予算の金額を課ごとに集計したものであります。

次に、5ページをお開きください。

一般会計会計繰越明許費補正集計表であります。

太線で囲んでおります2月議会申請分が、今回の申請額でありまして、追加の16事業と変更(増額)の26事業を合わせまして、180億7,873万2,000円の増額をお願いしております。

次に、6ページを御覧ください。

これは、繰越明許費の追加分の一覧表であります。

次に、7ページを御覧ください。

これは、繰越明許費の変更分の一覧表であります。繰越の主な理由は、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものであります。

次に、8ページを御覧ください。

上の表が公共用地取得事業特別会計で、下の表が港湾整備事業特別会計の繰越明許費であります。繰越しの主な理由は、用地交渉等に日時を要したことや、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

部の補正予算の概要は、以上であります。

続きまして、管理課の補正予算について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の339

ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目にお示ししていますとおり、7,036万円の減額で、右から3列目の補正後の額は18億4,831万円となります。

以下、補正の内容について、主なものを御説明いたします。

341ページをお開きください。

表の5行目、(事項)職員費であります。補正額は、5,199万5,000円の減額で、これは、人件費の執行残等によるものであります。

次に、表の一番下の(事項)建設業指導費であります。これは建設業許可、経営事項審査及び建設産業対策等に要する経費で、執行残に伴う補正減であります。

342ページをお開きください。その主なものとしまして、まず、3のみやざき建設産業経営力強化支援事業であります。これは、建設業から新分野に進出した場合等の支援に要する補助金について、当初の見込みを下回ったことに伴う減額であります。

次に、7の建設産業のスマート・デジタル化推進事業であります。これは、新型コロナの感染拡大により、度々行動要請が発出される中で、ICT活用工事に係る現場研修会が開催できなかったこと等に伴う減額であります。

説明は以上であります。

**○伊豆用地対策課長** 当課の補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の343ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で2億656万円の減額、特別会計の公共用地取得事業特別会計で3億1,040万3,000円の減額、合わせまして5億1,696万3,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計で3

億6,410万円、特別会計で3億8,073万9,000円、合わせまして7億4,483万9,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

345ページをお開きください。

一般会計であります。まず、ページ中ほどの(事項)収用委員会費であります。収用裁決案件に係る土地や物件の鑑定料等の執行残によりまして、1,443万2,000円の減額であります。

次に、346ページをお開きください。

(事項)特別会計繰出金であります。事業費の確定に伴い、1億8,603万2,000円の減額であります。

続きまして、347ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計であります。(事項)公共用地取得事業費は、3億1,040万3,000円の減額であります。これは、事業費の確定等に伴いまして、説明欄1にあります、土地を先行取得するための公共用地取得事業費の1億8,603万2,000円の減額と、説明欄2の一般会計への繰出金1億2,437万1,000円の減額を行うものであります。

用地対策課は以上であります。

**○桑畑技術企画課長** 歳出予算説明資料の349ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、2,430万7,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、3億6,121万9,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

351ページをお開きください。

中ほどの(事項)土木工事積算管理検査対策費であります。1の労務及び建設資材単価の調査に要する経費の執行残による364万2,000円の減額や、3の公共工物品質確保推進事業に要

する経費の執行残による800万円の減額などによるものであります。

次に、一番下の(事項)入札システムデジタル化推進事業費であります。

352ページを御覧ください。入札システムデジタル化推進事業の一部が、県全体で進めております行政手続オンライン化事業の対象となったことにより、1,467万2,000円の減額であります。

技術企画課の説明は以上であります。

**○吉元道路建設課長補佐** お手元の歳出予算説明資料の353ページをお開きください。

当課の補正予算額は、3億6,821万3,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、189億6,181万7,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明をいたします。

355ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)直轄道路事業負担金であります。これは、国が実施する道路事業に対する負担金でありまして、国の事業費の確定に伴い、4億1,064万7,000円の増額であります。

次に、一番下の(事項)公共道路新設改良事業費であります。これは、県が管理している国県道の整備費でありまして、国庫補助決定に伴い、4,115万2,000円の減額であります。

補正予算については、以上であります。

次に、議案第59号と議案第61号を御説明をいたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

議案第59号であります。これは、国道447号真幸工区で施工する、仮称、真幸トンネル工事(1工区)に係る工事請負契約の締結であります。

1の事業概要であります。当工区は、えびの

市大字内堅で実施している国道447号の道路改良事業で、延長3,200メートル、車道幅員6メートル、全幅7.5メートル、全体事業費約160億円あります。

次に、2の工事概要であります。10ページを開いていただき、上の平面図を御覧ください。鹿児島県側を含めたトンネルの全体延長は2,354メートルで、そのうち宮崎県側は1,842メートルであり、今回、えびの市側から延長850メートルを掘削する工事であります。

薄い黄色で示しております現道は、急峻な山地を走っているため、幅員が狭く、非常に線形も悪い状況で、右下の写真③にありますように、冬期には、度々積雪による交通への支障も生じているところでもあります。このため、トンネルを整備することにより、円滑な交通の確保を図ることとしております。

前のページに戻っていただき、9ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。契約の金額は47億2,893万1,240円、契約の相手方は、清水・大和開発・五幸特定建設工事共同企業体で、工期は令和6年3月25日までであります。

続きまして、11ページを御覧ください。

議案第61号であります。これは、国道219号岩下工区で施工する、仮称、岩下トンネル工事に係る工事請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。当工区は、西都市大字中尾で実施している国道219号の道路改良事業で、延長1,000メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費が約40億円あります。

次に、2の工事概要であります。下の図を御覧ください。トンネル延長612メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8メートルであります。

3の工事請負契約の概要であります。契約金額は、17億6,436万4,719円、変更契約の金額が18億7,662万6,750円で、1億1,226万2,031円の増額であります。

契約の相手方は、旭・大和・五幸特定建設工事共同企業体で、工期は、令和2年3月13日から令和4年3月25日までで、変更はございません。

4の変更理由であります。トンネル掘削工において、当初想定していたよりも脆弱で湧水の多い地質区間が現れたことにより、掘削中の安定対策の追加が必要となったことから、請負金額の変更を行うものであります。

次に、12ページを御覧ください。

変更の内容について御説明いたします。まず、上の図を見ていただきますと、トンネルを横から見たものであります。岩下トンネル全体延長は612メートルで、赤色で着色した2つの区間、合計185メートルにおいて支保パターンの変更を、青枠の3つの区間、合計131メートルにおいて湧水処理対策の追加をするものです。

まず、①の支保パターンの変更につきましては、当初想定していたよりも脆弱な地質が現れ、地質に合わせた施工方法に変更するもので、工法検討に当たりましては、現地で専門の学識者の意見もいただきながら、下の変更図にありますように、鋼製支保工や地中に打ち込むロックボルトを増やすなどの対策を追加しております。

次に、②の湧水処理対策の追加につきましては、下の写真にありますように、掘削面からの湧水が多いため、中ほどの写真にありますように、トンネルのアーチに沿った排水シートを設置し、湧水をトンネル内の排水に集水する対策を追加するものです。

以上の追加対策に伴い、請負金額の変更を行

うものであります。

道路建設課は、以上であります。

**○東道路保全課長** お手元の歳出予算説明資料の357ページをお開きください。

当課の補正予算額は、9,920万5,000円の減額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は、199億3,149万4,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

359ページをお開きください。

中ほどの(事項)道路管理費であります。これは、県管理道路の管理に要する経費でありまして、道路台帳修正業務の執行残などによる5,914万円の減額であります。

次に、一番下の、(事項)道路受託事業費であります。これは、歩道橋の整備に係る高千穂町からの受託や道路の無電柱化工事等に伴う受託を行うもので、受託事業費の決定による4,500万円の減額であります。

道路保全課は以上であります。

**○小牧河川課長** お手元の歳出予算説明資料の361ページをお開きください。

当課の補正予算額は、63億6,015万7,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は183億910万5,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

363ページをお開きください。

一番下の(事項)公共河川事業費であります。この事項は、国の補助を受けて、洪水による浸水被害を軽減するための河道掘削や堤防の整備などの河川改修等を行う事業であり、国庫補助決定により8,529万5,000円の減額であります。

次に、364ページをお開きください。

中ほどの(事項)直轄河川工事負担金であります。これは、国が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や岩瀬ダム再生事業に対する県の負担金であります。事業費の確定により、6,063万7,000円の増額であります。

次に、365ページを御覧ください。

中ほどの(事項)公共土木災害復旧費であります。国庫補助決定により、60億8,664万1,000円の減額であります。

河川課は、以上であります。

**○行田砂防課長** 歳出予算説明資料の367ページをお開きください。

当課の補正予算額は、5億9,036万6,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、62億228万8,000円となります。

以下、補正の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

369ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備を行う事業であります。国庫補助決定に伴い、5億4,645万4,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工等の整備を行う事業であります。国庫補助決定に伴い、6,822万円の減額であります。

370ページをお開きください。

中ほどの(事項)直轄砂防工事負担金であります。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。事業費の確定に伴い、2,424万円の増額であります。

砂防課は以上であります。

**○鈴木港湾課長** 歳出予算説明資料の371ページをお開きください。

当課の補正予算額は、表の2段目ですが、一般会計で7億5,509万3,000円の減額、4つ下の段ですが、特別会計で1,048万5,000円の減額、合わせまして、一番上の段で7億6,557万8,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目ですが、一般会計で58億7,784万4,000円、特別会計で13億245万6,000円、合わせまして71億8,030万円となります。

以下、補正の内容について、主なものを御説明いたします。

373ページをお開きください。

中ほどの(事項)空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の耐震対策等に係る直轄事業に対する負担金であります。国の事業費の確定により、6億2,945万9,000円の増額であります。

374ページをお開きください。

下から2番目の(事項)特別会計繰出金であります。これは、後ほど説明いたします港湾整備事業特別会計の事業費として、一般会計から繰り出しを行うものであります。繰出額の確定により1億5,971万1,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)直轄港湾事業負担金であります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。国の事業費の確定により、5億5,740万7,000円の減額であります。

375ページを御覧ください。

(事項)港湾災害復旧費であります。これは、台風等により被災した公共港湾施設の復旧に要する経費であります。所要見込額の減により、6億4,741万円の減額であります。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

376ページをお開きください。

中ほどの(事項)元金であります。これは、起債の償還に要する経費であり、償還元金の確定により、1,695万6,000円の増額であります。

次に、一番下の(事項)利子であります。これは、起債の償還に要する経費であり、償還利子の確定により、2,744万1,000円の減額であります。

議案第38号及び議案第51号の説明は以上でございます。

次に、議案第62号「工事請負契約の変更について」であります。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

これは、宮崎港に新しく就航するカーフェリーの車両の乗り降りに利用するサイドスロープ設置工事のうちの、可動橋に係る工事請負契約の変更であります。

1の工事概要であります。宮崎港で実施している可動橋工事でありまして、延長は33.9メートル、幅員は5メートルであります。サイドスロープの全体延長は下の写真にありますように、101メートルとなっております。そのうち、可動橋部分は33.9メートルとなっております。

2の工事請負契約の概要ですが、現在の契約金額は7億1,917万1,997円、変更契約金額は6億9,803万6,577円で、2,113万5,420円の減額になります。

契約の相手方は、三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社大分営業所、工期は令和4年3月25日までで工期の変更はございません。

3の変更の理由ですが、可動橋の製作を岡山県の工場で行っておりますが、その工場からの

積み込み方法について、クレーン船による積み込みから、工場保有の陸上クレーンに変更したことによるもの及び下の図面にあります赤い線で囲んだ部分になりますが、可動橋を上下に昇降させる装置の設計変更に伴うものであります。

説明は、以上であります。

○梅下都市計画課長 歳出予算説明資料の377ページをお開きください。

当課の補正予算額は、6億5,029万1,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目にあります26億1,606万2,000円となります。

以下、補正の内容について、主なものを御説明します。

379ページをお開きください。

下から2番目の(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費であります。これは、良好な景観づくりを推進するため、屋外広告物が適正に表示されるよう、屋外広告物監視員がパトロールを行い、監視・指導するための経費であります。この屋外広告物、監視員の欠員が生じた期間があったことなどにより、487万6,000円の減額であります。

下の(事項)美しい宮崎づくり推進事業費であります。

これは、美しい宮崎づくりを推進するため、県民、事業者等に対する普及啓発や人材育成、景観形成活動への支援などを実施するものであります。新型コロナウイルスの影響により、各種団体の活動が制約され、補助実績額が見込みを下回ったことなどにより、132万1,000円の減額であります。

380ページをお開きください。

一番上の(事項)公共街路事業費であります。これは、国の交付金を受けて、街路の整備を行

うものでありますが、国庫補助決定に伴う6億183万2,000円の減額であります。

一番下の(事項)公共都市災害復旧事業費であります。これは、都市公園内において災害が発生しなかったことに伴う1,700万円の減額であります。

都市計画課の説明は以上であります。

**○金子建築住宅課長** 当課の2月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の381ページをお開きください。

補正予算額は7,121万3,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は22億3,877万9,000円となります。以下、補正の内容について主なものを御説明いたします。

384ページをお開きください。

一番上の(事項)建築物防災対策費であります。2,274万8,000円の減額であります。これは、主に1のがけ地近接等危険住宅移転助成事業において、市町村からの補助金の要望が見込みより少なかったことによるもの、また、3の木造建築物等地震対策加速化支援事業において、耐震改修等の補助を行う市町村の実績見込み件数が当初の見込み件数を下回ったこと等によるものであります。

385ページを御覧ください。

2つ目の(事項)県営住宅管理費であります。これは、県内に約8,800戸あります県営住宅の管理に要する経費で、維持修繕費や事務費の執行残等により1,646万3,000円の減額であります。

一番下の(事項)公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額を行う対象戸数が減ったことから、国庫補助決定に伴い、352万円の減額をするものであります。

386ページを御覧ください。

一番下の(事項)宮崎県住生活基本計画改定事業費であります。これは、国の住生活基本計画が改定されたことから、住宅政策懇談会での意見等を基に、宮崎県住生活基本計画及び宮崎県営住宅長寿命化計画の改定を行う経費で、計画改定委託料の入札残等に伴う393万8,000円の減額であります。

建築住宅課は、以上であります。

**○巢山営繕課長** お手元の歳出予算説明資料の387ページをお開きください。

当課の補正予算額は、1,902万9,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は2億7,276万円となります。

以下、主な補正の内容について御説明いたします。

389ページをお開きください。

一番上の(事項)職員費であります。これは、今年度の人事異動により職員数が増となったことによる2,157万7,000円の増額であります。

営繕課は、以上であります。

**○廣松高速道対策局長** お手元の歳出予算説明資料の391ページをお開きください。

当局の補正予算額は、1億1,640万1,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、25億3,122万5,000円となります。

以下、主な補正の内容について御説明します。

393ページをお開きください。

3番目の(事項)高速自動車国道等直轄事業負担金であります。これは、国が実施する高速自動車国道等事業に対する県の負担金で、国の事業費確定に伴う補正により、1億1,007万5,000円の減額であります。

高速道対策局は、以上であります。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしましたし

た。委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

○来住委員 議案第59号「工事請負契約の締結について」のえびの市内堅なのですが、私の記憶違いかもしれませんが、ここのトンネル工事でガスか何かが発生して、一時休止したということがありませんでしたかね。

○吉元道路建設課長補佐 ガスは発生はしておりません。ただ、重金属の問題がありまして、その部分をどう処理していくかということに時間をかけましたが、今回、その処理が解決しましたので、掘削に入ったということでありませぬ。

○太田副委員長 歳出予算説明資料の385ページ、建築住宅課になりますが、県営住宅管理費には指定管理料も含まれるのですか。

○金子建築住宅課長 (事項) 県営住宅管理費の説明欄の2に入退居管理事業がありますけれども、こちらに指定管理料が入っております。

○太田副委員長 指定管理についていろいろ聞いてみると、入居者がこういったところを改善してくれないだろうかとか、手すりの塗料が剥げてけがするんだとか、そういう相談をしたときに、うまく対応してくれないという苦情が出たりしています。

その場合、入退去管理費の中で修繕するということですが、その他の物品の改善は、この3番目の建物管理事業で対応するのでしょうか。

○金子建築住宅課長 建物の維持につきましては、3の建物管理事業の中で行います。

○太田副委員長 ということで、建物管理事業が700万円ぐらい減額になっているのですが、一つの基準があるんでしょうけれども、入居者の意向等にうまく対応していただきたいということで、使えるなら使ってほしいという思いで、

ひとつよろしく願いしておきます。

○窪菌委員 今回の県営住宅ですけれども、非常に高齢化しているということで、市町村の分も含めて空きが目立つのですが、今後の県営住宅等の建て替え等の計画はどうなっているのですか。

○金子建築住宅課長 県営住宅につきましては、県営住宅の長寿命化計画を策定しておりまして、今回、見直しを行っております。それで、将来的には人口、世帯が減少しますので、先日も県北、県央、県南、県西と圏域ごとに市町村と協議を行いまして、今後の建て替え方針と申しますか、管理方針につきまして打ち合わせを行ったところであります。その長寿命化計画に基づいて、管理、整備を行っていくこととしております。

○窪菌委員 この中で、耐震を含めて近いうちに建て替えるような計画はあるのでしょうか。

○金子建築住宅課長 来年度は日向市の古城ヶ鼻団地で——これは小規模な団地なものですから——木造で建て替えることにしております。それから、もう一つ、宮崎市の出来島団地というところがありまして、これにつきましては、近くに同じ古い団地がありますので、それを集約したような形で建て替える予定で進めております。

○窪菌委員 建て替えの場合は、例えば、マンション式なのか、平屋じゃないけれども2階建てぐらいのものなのか、マンション式だとエレベーターも必要なのですが、建て替えについてはどういうものを計画されているのですか。

○金子建築住宅課長 建て替えに当たりましては、バリアフリー構造の建物ということで、3階建て以上にはエレベーターをつけるようにしております。

それから、敷地の広さ等にもよりますけれども、平屋等で作られるような小規模の団地であれば、先ほど言ったように木造となります。出来島団地につきましては、敷地はあまり余裕がない状況でありますので、駐車場の配置とかも考えまして、7階建てまでぐらいの鉄筋コンクリート住宅で建て替えを考えております。

**○窪菌委員** できる限り木質化でお願いしたいと思っております。

入居率は全体的にどうでしょうか。

**○金子建築住宅課長** 政策空き家を除いて約83%になっております。

**○濱砂委員** 全国の入居率の基準はどんなものですか。どのぐらいを標準に設定してあるのですか。

**○金子建築住宅課長** 全国のデータは持ち合わせておりませんが、ほかの市町村でも入居率は県と同様な数値ではないかと聞いております。

**○濱砂委員** 今から40～50年ぐらい前の高度成長期からちょっと過ぎたぐらいの時期に——昭和50年代前半ぐらい——かなりのものが木造から鉄筋コンクリートに代わったと聞いているんですけれども、その頃建てた古い住宅の入居率が非常に悪く、子育てが終わった高齢者の方たちが残っておられますが、空いているところがよく目立ちます。

その辺の県内の状況はいかがですか。

**○金子建築住宅課長** 古い住宅と言われたのは、簡易平屋建て住宅とか、簡易二階建て住宅という長屋建ての住宅だと思っておりますけれども、これについては、建て替え方針を立てられているところが多いですので、政策として募集を停止しているところが多いかと思っております。

先ほど言われました中層の鉄筋コンクリート

住宅等が建ったときは、4～5階建て住宅が多かったんですけれども、昔はエレベーターを設置する義務がありませんでしたので、4階とか5階の部分とかで、現在、空き家が目立っている状況でございます。

**○濱砂委員** おっしゃるとおりで、4階建て、5階建てのところに空き家が非常に多いんです。今後、新しく更新する際に、望まれているこの平屋建ての木造建築とか、あるいは、今の時代にあった——人口がだんだん減ってきていて、高齢化も進んでいますので、やっぱり3階、4階まで歩いていくのは大変だろうと思いますから——地域の実情をよく見て、そして例えば、同じ戸数でなくて、人口も減っていくし、高齢化も進んでいくので、そういった利用度を考えながら更新していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○日高委員長** 関連でありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○東道路保全課長** 委員会資料の15ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が6件であります。それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1番目の跳ね石事故につきましては、道路の穴ぼこが原因で発生していたアスファルト片が対向車によって跳ね上げられて、被害車両を直撃し、フロントガラス等を損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を

問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

2番目から5番目の穴ぼこ事故4件につきましては、道路上に発生していた穴ぼこに車両が落ち込んだものであります。2番目の案件は、右の前輪及び後輪タイヤを、3番目は、左の前輪タイヤを、4番目と5番目は、左の前輪及び後輪タイヤを損傷したものであります。本件はいずれも被害者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

6番目の落石乗り上げ事故につきましては、進行方向左側ののり面から突然道路上に落下してきた石に乗り上げ、車両底部のエンジンカバー等を損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は、4,112円から18万6,175円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課の説明は以上であります。

**○金子建築住宅課長** 委員会資料の16ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

家賃滞納者に対する訴えの提起についてであります。

表に記載しております相手方につきましては、家賃を長期間滞納したため住宅の明渡し請求を行いました。滞納解消が見込まれたため、裁判所において和解手続を行うこととして、令和3年7月に知事専決処分を行い、令和3年9月

議会においてその御報告を行ったものであります。

しかしながら、この相手方はその後、和解の場に出頭せず、和解は不成立となり、その上、再び家賃を滞納し始めました。また、電話、手紙、訪問による接触を試みましたが、相手からの応答はなく、その後、行方不明となりました。このため、今後も自主的な家賃等の支払い及び住宅の明渡しを期待できないと判断されたことから、住宅の明渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

なお、表の右端の専決年月日の欄に記載した日に専決処分を行っております。

建築住宅課は、以上であります。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項に関して質疑はございませんか。

**○窪菌委員** 今の県営住宅の和解ですけれども、金額はどの程度なんですか。

**○金子建築住宅課長** 家賃が11万3,800円、賠償金が\*3万4,600円になります。

**○窪菌委員** 県営住宅だけでなく、市営住宅も結構こういうのが発生するんですね。明渡しを請求してもなかなか払ってもらえなかったり、それから生活保護等の方がいらっしゃるものですから、なかなか入金されない状況があったりすると思います。

今現在で、こういった例はほかにも何件か発生しているものなんですか。

**○金子建築住宅課長** 現時点で法的措置を検討している入居者があと1名ございます。

**○窪菌委員** 滞納者はどのぐらいいらっしゃいますか。

**○金子建築住宅課長** 令和4年2月7日現在で、

※35ページに訂正発言あり

滞納者は1,101名ございます。

○二見委員 入居されるときは、連帯保証というか、身元保証人みたいな方は立てられると思うんですけども、そこの連絡とかも取られて、今こういう状態になっているのですか。

○金子建築住宅課長 連帯保証人にも通知するなり連絡を取って支払いを求めることにしておりますけれども、連帯保証人についても資力がなく、返済できるような能力がない方が多くいらっしゃいます。

○二見委員 今回、行方不明になっているわけですが、いろんな社会問題でもあるけれども、何とか詐欺とかあるように、和解詐欺でないけれども、いいよと言いながら、実はその間に準備してどこかにいなくなったのか、この部屋中の状態はどうなっているんですか。もぬけの殻なんですか、それともそのまま残っていたのですか。

○金子建築住宅課長 これは、強制執行によりまして、裁判所によって明渡しを執行してもらうことにしております。

○二見委員 中の現状はどうだったんですか。

○金子建築住宅課長 中はそのままになっております。

○二見委員 どういう続き柄か分からないんですけども、保証人の人たちも行方を知らないのでしょうか。

○金子建築住宅課長 保証人は1人が母親で1人が知人ということになっております。

○二見委員 連絡は取れないのですか。

○金子建築住宅課長 連絡が取れない状況でございます。

○濱砂委員 指定管理で不動産会社が管理していますが、どこに責任が行くのですか。

○金子建築住宅課長 滞納の徴収については、

県で最終的に処理を行うこととなります。

○濱砂委員 この11万3,000円の家賃滞納金は不納欠損か何かで落としていくんですか。

○金子建築住宅課長 徴収が難しいものとかは、最終的には不納欠損処分になるかと思えます。

○濱砂委員 不動産屋に委託する指定管理料の算定は、例えば20戸のアパートであれば20戸分の契約をするんですか。それとも入居者がいる部屋だけ契約するのでしょうか。

○金子建築住宅課長 空室分も含めての管理になります。

○濱砂委員 そうなれば、責任は不動産屋に行くのではないのでしょうか。

○金子建築住宅課長 滞納が発生して、6か月の滞納があったときに明渡しを求める——契約を解除することになりますけれども、それまでについては、督促書とか催告書、先ほど言われた保証人への催告も3回ほど行います。それでも収納できなかった場合は、そこからは当課で法的手続とかを行うことにしております。

○濱砂委員 不動産の管理者が入居許可して、なおかつ保証人を立てさせて入居させるわけですよね。管理者である不動産屋が入居させるんですよね。

○金子建築住宅課長 入居などは当課で行います。

○濱砂委員 そしたら、全て委託して不動産屋で手続を経たものを県で許可するということになるんですね。

○金子建築住宅課長 そのとおりでございます。

○濱砂委員 入居のときの審査をちょっと厳しくしないといけないですね。母親と知人という状況で、明らかに保証能力がない人ということだから——厳しくすると入る人がいなくなるかもしれないけれども——見極めが大事ですね。

気をつけてください。

○二見委員 ここは単身用世帯ですか、それとも家庭用世帯ですか。

○金子建築住宅課長 この入居者はもともと家族で入居しておりましたが、その後、1人で住んでおりました、滞納が始まったと聞いております。

○二見委員 さっきの資力がないという話なのですけれども、本当にどう解釈するのかなというところで、何かあった時のための保証人であるわけですよね。本来は本人がやらなければならないことなんだけれども、法的なことになってくれば、これはもう保証人、連帯保証人は必ず対応しなければならない、いわゆる責務です。

県としては厳しいかもしれないけれども、それを執行するだけの能力がなければ、ほかの入居者の人たちはおざなりでよいのではないかなりかねないと思います。そこ辺はどういう線引きをしていらっしゃるんですか。

○金子建築住宅課長 保証人の方は入居者と同等の収入がある方ということですので、もともと低額所得者の方向けの住宅となりますので、それ以上の条件とするのは難しいかなというのと、高齢の方とかは、保証人を立てられないというところもあります。

保証人なし、もしくは1人でも立てていただいたら入居していただくようにしておりますけれども、特別な持病とかがある場合は、身元引受人を立てて入居していただくケースもあり、その入居者の状況に応じて対応していきたいと思っております。

○二見委員 ケースバイケースということなんだと思うんですけれども、あまりにも曖昧なままでやり続けていくのは、ちょっとどうなのかなと思います。世間一般的には、かなり厳しく

される部分もあるわけなので、先ほど聞いたように滞納もかなり発生しているわけですから、これまでのこと、そして今後のことも考えた上で県の対応の仕方が必要なのではないかなと思います。

○金子建築住宅課長 先ほど、滞納者が1,101名いますと申し上げましたが、過年度分の徴収は難しいかもしれませんが、指定管理者が努力してくださり、現年度はほぼ100%徴収いたしております。

それから、訂正をさせていただきたいと思えます。先ほど、損害賠償金を3万4,600円と申しましたけれども、今年2月末日で10万3,800円が正確な数字でございました。

○日高委員長 そのほかでよろしいですか。

それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○金子建築住宅課長 委員会資料の17ページをお開きください。

宮崎県耐震改修促進計画の一部改定について御報告いたします。

1の目的及び一部改定の理由であります。本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県が耐震化を進めるための実施計画として定めるものであります。平成19年3月に第1期計画を策定して以降、国に準じて5年ごとに見直しを行っており、これまでに東日本大震災などを背景とした法改正等を踏まえ、改定を行ってきたところであります。

今回、中間見直しを行い、令和3年12月に改正された国の基本方針を受けて、耐震化率の目標値など現行計画の一部を改定するものであります。

次に、2の改定案の概要であります。右側の18ページを御覧ください。

本計画は、5章で構成されており、太線を引いております第1章から第3章が主な改定部分となります。

第1章、住宅・建築物の耐震化の実施に関する目標設定の主な改定内容としましては、1つ目の丸、耐震化率の現状値を令和2年度末に更新するとともに、2つ目の丸、国の基本方針を踏まえ、耐震化の目標を見直しております。

表の建築物の分類の欄の(1)を御覧ください。住宅については、現状の84%を踏まえ、令和7年度末に90%を目標とし、木造住宅の耐震化を進めることとしております。

(2)の災害時の拠点となる建築物につきましては、国が新たに目標に設定しておりますので、本県の目標に追加し、令和7年度までに100%とすることとしております。

その他、(3)多数の者が利用する公共建築物や(4)県有施設の耐震化の目標を設定しております。

第2章、耐震診断・改修の促進を図るための施策としましては、主な改定内容の1つ目の丸、市町村が市町村住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、取組の進捗状況の把握、検証を行うことなどや、2つ目の丸、安価な改修工事工法の普及や事業者の確保などを追加しております。

第3章、地震に対する安全性向上に関する啓発等につきましては、耐震化の必要性が伝わるようにダイレクトメールなど直接的な働きかけの促進等を追加しております。

それでは、17ページにお戻りください。

最後に、3の今後のスケジュールであります。3月にパブリックコメントを実施し、その後、計画改定を行う予定としております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

○坂口委員 今回の報告とか議案と少し関連があるので勉強のためにお聞きします。

トンネルの設計変更でよくあるんですけれども、手法パターンがCⅠとCⅡ-bとありますよね。これらについて、こういったパターンがあるのかということと、パターンによってどう工事が違うのかを大まかに教えてください。

○吉元道路建設課長補佐 トンネル設計に伴い、まずは事前調査をやる必要があります。地表からそのトンネルが通る地山について、弾性波探査という地震波を発生させまして、それがどれぐらい地山の中で伝わるか、その速度を図ります。

○坂口委員 勉強のためだから、事前調査をやった結果、こういう具合でパターンがこれだけあって、パターンが違えば大まかに工事費がこう違ってくるんですということと、たまに減額がありますけれども、いつも増額変更だから、だからこうなってしまうということ、大まかに勉強させてもらえればなという程度の質問です。

○吉元道路建設課長補佐 まずは、非常に地山のよい状況のときは、単純にロックボルトを打って、吹きつけるといったようなことで支保工が設定されております。

それから、地山が標準的にはAからDまでありまして、AからDまで行くにつれてどんどん悪くなるといったパターンで、先ほど、委員がおっしゃいましたように、CのランクについてはCⅠ、CⅡ、DのランクについてはDⅠ、DⅡとなります。

C Iについては、先ほど言いましたように、今回の岩下工区のトンネルの状況で、支保工という構成、要は地山が崩落してこないように鉄のH鋼で支えるといったことをやります。それをして、ロックボルトを打つということで、C Iについてはそういうことをしなくていいんですけれども、C 2についてはそういうことをやることで強度を増します。

さらに悪い状態になりましたら、ロックボルトの数を増やすとか、支保工の大きさを太くするとか、あるいは最終的にはDのランクになりますと、下のインバートという、要は下部を1周するような形で円形にコンクリートで固めることで、非常に強くするような段階まで持っていくます。そこまでくると、工事費は非常に高くなります。

今回の真幸工区につきましては、Eランクというさらにその下のランクです。これは膨張性地山ということで、非常に特殊な地山であり、標準パターンにはありません。熱性の変質を受けたものなので、急激に膨張するものですから、それ以上に膨張圧がかかるということで、さらに、H鋼を二重にかぶせる形で設計を組んだので、工事費が1.5倍に上がっています。

今のところ、岩下工区につきましては、1メートル当たり300万円ほどでありますけれども、今回の真幸工区につきましては、インバートもやり、H鋼を二重にするということで、1メートル当たり500万円ほどかかるということで、一番高いトンネルになっております。

○坂口委員 掘ってみては工事費が高くなっていくというのは、どうしても安いほうから、希望的なものも含めた予測の支保パターンでいくということがあるのかなと。それは、やっぱり予算編成上、仕方がないやり方かなと分かりま

した。

その中でも、特に今度は、ここには小口鋼管でまた固めながら切っていくというのもあるんですけれども、問題は捨てる掘削ずりですよ。ずりをさっきガスって言われたけれども、実際はまた他の毒を有したとき、そんなものを持って行って、捨てるを得ない場合と、それを資源として使えるような出し方とかいろいろあると思うんですよ。

今回、様々な話を聞く中で気になったのが、原則的にトンネルの予算を組むときには、そういったものを捨てる場所やそこまで運ぶ運賃とか捨てるための経費とか、そういうものをしっかり設計の積算の中で確保しておいて、実際、契約の中でその捨て方が決まった場合は、増減の契約変更をやっていくとしておかないと、このように掘ってみて水が出たとか——今までの過去のこういった事例をいくつも持っているから設計変更の対応もしやすいでしょうけれども——仮に管理型の処分場にしか置けないという掘削ずりが出たときには、そこで工事をかなり止めなければならないこともあり得ると思うんです。

だから、これから先もたくさんトンネルの予定——まだ10何本ぐらいあるはずですから、そこら辺を大まかに調べながら、特に火山の近いところなんかでは、重金属も含めて様々なものが出る可能性もあります。3キロメートル以内、5キロメートル以内とは言わないけれども、県内に何か所ぐらいかはそういったヤードを持つべきじゃないかなという気もしています。

もうちょっと精度の高い、現場の実態になるべく近い設計ができるようになって、こんなびっくりするような設計変更が起こらなくてもいいような方法が選べないかなと思いました。これ

は勉強のために聞いただけだから、説明はいいです。

それから、さっき跳ね石事故の損害賠償の報告がありました。多分、道路に落ちていた石をタイヤで跳ねてしまったか何かと思うのですが、どこの道路でも同じ舗装の合材を使っていると、舗装の合材の中の碎石が跳ねて、僕の車にも傷がついています。駐車が道路沿いなものですから、そのようなことも結構あるのではないかなと思うんですね。

うちの前の石が頻りに跳ねるとか、いつもドアがアスファルトで汚れて、それで手が汚れるぐらいひどくなるんだという事も結構あるのではないかなと思うので、そこら辺もチェックしてもらえるといいなという気がするんですけども、そういった苦情はきていないですか。結構道路がひび割れて、かなり飛んでいますよ。

**○東道路保全課長** 今、委員がおっしゃるように、私も歩いて県庁に通勤してくるんですけども、歩いてくる途中でも国道269号ですとか宮崎須木線ですとか、特に市街地部は舗装の下に水を浸透させて、水跳ねがしないようなところで、開粒での舗装材を使っております。

おっしゃるように年数がたってくると、石が散乱してきますので、道路の路面清掃もしっかり行っていかないと、歩道を歩く子供たちですとか、家庭の車なり、そうしたところの話がありますので、今一度チェックして対応を講じていきたいと思っています。

**○坂口委員** 言われたように、通水性とか浸水性舗装のところ、特に交差点のそばとか止まってまた発進するという事で、圧がかなりかかるのかなと思うんですね。びっくりするぐらい石が飛んでいます。だから、そこらも少し気をつけていただければと思います。

それから、建築住宅課長が大分答弁されたけれども、難しい問題だと思うんですね。一切の家賃の滞納も未払いも行わないとなったときは、生活保護サイドからの住まいの保障というのがどうなるのかと。

そういったものをそろそろやってきて、1回は固定した家賃から所得に応分した家賃に柔軟性を持たせられて。やっぱり住まいだけは確保させようと、低所得者向けの低家賃とか、そういったものでやってこられましたけれども、そこら辺がものすごく難しいです。

今の問題を解決しようとして、入居する人は、年収何ぼしかない、だから低家賃のところだ。ただ、保証人はその3倍ぐらいの年収がある人だから取りっぱぐれないよとすればいいけれども、これは理屈的に合わないと思うんですね。この人に貸す家のための家賃回収を最初からほかの人に期待するという貸し方は、ちょっと問題があり過ぎる。

だから、言うのは簡単だけれども、誠意はあるけれども家賃を納めきれないという人で、生活保護どころか家賃申請も、あるいは医療の保護申請もやっておられない人も結構いるのではないかなと思うんですね。本人の意思、考え方を無視するわけにはいかないけれども、やっぱりそういった裁判沙汰になる前に、何とか解決する方法を模索されたい。

特に今、指定管理者である協会に委託されていて、それぞれの会員の人は家賃の徴収にも回っているわけだから、地元もよく知っているし、その知恵は一つ要るのかなと。むやみやたらに入居するときのハードルを上げてしまうと、生活保護の人たちとの隙間が出てきます。そうすると、公営住宅とは何なのか、あるいはその市町村が住宅を持ち、県が持ち、国が持つ

の意味は何なのかということになってしまうから、ちょっと難しい問題かなと思うんですけども、ぜひそこは善処方をお願いしたいと思います。

○日高委員長 関連で御質問はありませんでしょうか。

それでは、以上をもって、県土整備部を終ります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

---

午後2時30分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日、4日金曜日に行いたいと思います。

開会時刻は1時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がございませんので、この場で協議をさせていただきたいと存じます。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後2時30分休憩

---

午後2時31分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましても、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時31分散会

令和4年3月4日(金曜日)

---

午後1時9分再開

---

出席委員(8人)

|     |   |      |
|-----|---|------|
| 委員  | 長 | 日高陽一 |
| 副委員 | 長 | 太田清海 |
| 委員  |   | 坂口博美 |
| 委員  |   | 濱砂守  |
| 委員  |   | 二見康之 |
| 委員  |   | 窪蘭辰也 |
| 委員  |   | 来住一人 |
| 委員  |   | 有岡浩一 |

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

|         |       |
|---------|-------|
| 政策調査課主幹 | 田部幸信  |
| 議事課主任主事 | 牛ノ濱晋也 |

---

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め、御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

---

午後1時10分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

採決は議案ごとということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 まず、議案第38号について採決

を行います。議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、議案第38号について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号について採決を行います。議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、議案第58号について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、47号、48号、50号、51号、59号、61号、62号の各号議案について、一括して採決をいたします。各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時12分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 日 高 陽 一